

第5回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録 (確定)

平成19年7月26日

滋賀県庁新館 大会議室

1 開会	委員長	<p>それでは、第5回RD最終処分場問題行政対応検証委員会を開会したいと思います。</p>
	事務局	<p>まず、事務局から、本日の配布資料等についてご説明をよろしくお願いたします。</p>
	委員長	<p>まず、本日出席いただいております委員の皆様は、4名全員でございますので、検証委員会の設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしていることをご報告いたします。</p>
		<p>また、配付資料ですが、まず「会議次第」、そして資料1といたしまして、「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について」というA3の資料、資料2といたしまして、同じくA3の「県の対応についての論点(案)」、それから、これもA3で「RD最終処分場問題にかかる経緯について」という、行政の権限行使や住民への対応など、各経過を時系列にまとめたものをお配りいたしております。</p>
		<p>ほかに、委員の皆様のみ、前回ご依頼がございました、これまでに配付させていただきました検証委員会の配布資料一覧というもの、それと、今後の日程調整をするための日程調整表、返信用封筒を置かせていただいております。</p>
		<p>以上でございます。</p>
		<p>ありがとうございました。</p>
		<p>それでは、早速、次第に従いまして、議事を進行したいと思います。</p>
2 議事 (1) 会議の非公開について		<p>まず最初に議題の(1)ということで、会議の非公開についてご協議いただきたいと思います。</p>
		<p>前回の第4回委員会の一番最後に少し話があったわけですが、今回、それを正式に協議して、決定するというところで終えましたので、きょう、早速、最初にこの件についてお諮りしたいと思います。</p>
		<p>本日の議題の次回ヒアリングの予定ということですが、前回、委員の皆さんから非公開という意見をいただいたおりましたので、これを確認したいと思います。</p>
		<p>お手元にありますように、滋賀県においては、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」があり、情報公開条例の第33条で、委員会の公開を原則とするということにしているわけですが、会議の内容によっては、情報公開条例の第6条の各号に係る情報に該当すると認められる場合は、審議については非公開ということをして、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うということになっておりますので、情報公開条例の第6条の各号が公開しない場合の規定で、その1に、個人に関する情報があるわけです。</p>
		<p>ですから、次回のヒアリングは、県庁の職員の方々にいろいろな事情を</p>

(2) 県
からの事
実確認に
ついて

各委員
委員長

お尋ねするわけですが、そのときに個人名が出てきたり、あるいは職員の皆さんそのものを個人情報の対象として、氏名は保護の対象とされておりますから、そういうことで非公開ということが妥当であろうというご意見が強かったわけなので、この規定に従って、そういう措置をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

ありがとうございます。

それでは、今日は、あとでどういう職員の方を事情聴取するかということ等を、(4)の「次回ヒアリングの予定について」というところでお決めいただきたいと思いますが、その部分については公開をはばかるということで、本日、傍聴の皆さんには非常に恐縮ですが、議題の(3)が終了した時点で、ご退席いただくということをお願いしたいと思います。

それでは、次第の議題(2)の「県からの事実確認について」という項目に移らせていただきます。

県からの事実確認というのは、さきに行った住民の皆さんからのヒアリング結果を受けて、当委員会が検証すべき論点を明確にするために、県の対応等をお聴きするというものでございます。

本日は、最終処分場特別対策室に、資料1の「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について」というものをご用意いただいておりますので、まず初めに、この説明を伺いたいと思います。

それでは、最終処分場特別対策室の方から、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

上田室長 特別対策室の上田でございます。どうか、よろしく願いいたします。

議題の2番目の県からの事実確認ということで、今日は2つの資料を用意させていただきました。

一つは、「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について」という資料でございます。もう一つは、「RD最終処分場問題にかかる経緯について」という資料を用意させていただきました。説明は、「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について」と、この経緯についてあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

RD最終処分場問題にかかる経緯につきましては、現在、私どもが保管しております書類から、日付順に整理をしたものでございます。許可関係書類はすべて残っておりますので、すべて記入されているように思っているわけですが、行政指導等については残っていないものもございまして、すべての経過が網羅されているというようなことにはなっておりません。それと、また新しい事項が判明いたしましたら、この経過の中で開示していきたいというように思っているものでございます。

また、もう一つの資料、「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応について」でございますが、極力、客観的な事実に基づいて整理をさせていただいたつもりでございます。例えば、議会の答弁とか、私どもに残っている文書とか、そういうものでご説明をさせていただこうと思っております。

すが、住民聴取事項でいただいた意見と、その住民意見に対する県の対応について食い違いが生じるかもしれません。そのときはまたご指示をいただいて、それに対応させていただきたいと思っております。

それでは、住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応に基づいて、経緯もあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、住民意見で、「民間企業で文句も言えず、我慢して暮らしていたが、県も町も全く相手にされなかった」。このことにつきましては、平成4年からということですが、経緯書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページで、平成3年9月11日に掘削・埋め立てについての苦情、平成3年11月2日に、掘削・埋め立てについての苦情ということで、苦情と対応の整理をさせていただいております。

平成3年9月から平成8年6月までの間に、全部で19件の苦情等が寄せられておまして、県の指導が14件されております。そして、RD社からの報告書ないし顛末書の提出が11件ありました。平成3年9月から平成8年6月、19件のうち、悪臭・騒音・ばいじんの苦情は、平成4年5月から平成8年6月まで9件あるわけですが、住民さんがおっしゃる「県も町も全く相手にされなかった」ということについては、指導等をしているわけですが、悪臭・騒音・ばいじんについての苦情というのは、その年度を通して出ている。指導等をしているにもかかわらず、そういう苦情が出ているというようなことをあらわしているのではないかなと、この資料を整理して思っております。

経緯書の4ページでは、RD社は是正計画書を提示した。その後また、悪臭について苦情があった。そして、騒音および悪臭についての苦情があって、右側の保健所を見ていただきたいのですが、保健所の中で夜間の焼却炉での積載行為はやめるよう指導した。それから、事業者の右側を見ていただきますと、事業者の管理体制の明確化や夜間作業における騒音対策、粉じん等の飛散防止について改善措置を講ずるといふ、一連の経過になっているわけですが、苦情というのは先ほども申し上げましたように、平成4年から平成8年の間で9件の悪臭・騒音・ばいじんの苦情があったというようなことが見てとれると思っております。

ただ、この苦情については私どもの記録に基づいて整理したものでございますので、それ以外に苦情があったことについてはよくわからないという状況です。

「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応について」の資料に戻らせていただきますが、これの「犬は死ぬものでしょう」というところと、「RDびいき」、その次の「以前から硫化水素の臭いはしていた」、それから、「県の回答はいつも一緒であり」ということにつきましては、私どもの資料の中では用意させていただいたものはございません。また、職員等の聴き取りの中で、確認をしていただくことになるのかなというように思います。

深堀穴調査時の住民協議ということで、「県は工事が始まって、いつ

でも住民協議ができるとしていたが、再三の要求にもかかわらず、1カ月以上協議が行われず、一方的な工法がなされた」ということでございますが、平成13年に県は改善命令をかけておりまして、深堀穴の是正を命じました。この深堀穴の是正につきましては、16年11月から17年6月30日の間に、深堀穴の是正工事が行われたわけでございますが、そのことについての住民さんのご意見だというふうに受けとめまして、資料を整理させていただいているわけでございますが、「RD最終処分場問題にかかる経緯書について」の21ページをごらんいただきたいと思います。

この深堀穴の是正工事の21ページでございますが、深堀り箇所の是正工事の計画については、平成16年9月28日から住民説明に入らせていただいております。9月28日、10月12日、10月13日、10月16日、10月17日に、これは同じ団体に何回もしたということではなくて、一つの団体に一つというように勘定していただいた方がよいと思います。5つの団体にそれぞれ説明をしたという経過が残っております。

その中で、平成16年11月24日に深堀り箇所是正工事計画書を受理いたしまして、この深堀り箇所是正工事は平成16年11月末から開始をされております。この深堀り箇所是正といいますのは、廃棄物を重機により掘削して、地山まで掘って、その地山のところを補修する、地下水が漏れないような遮水をするという工事でございますが、平成16年11月から始めているのですが、まず掘削から始まっております。それで、掘削が進みまして、平成17年2月に、周辺住民の方に工事状況の見学会をいたしております。そして、平成17年2月22日に是正底部簡易ボーリング調査、そして17年3月8日に薬液注入工事開始、そういうことをいたしております。

先ほどの住民さんのご意見の中で、「一方的な工法がなされた」とおっしゃるのは、恐らくこの薬液注入工法のことではないかなと思っております。

そして、薬液注入工事を3月14日まで行いまして、その工事関連で住民の皆さんからの質問書等をいただき、平成17年3月14日には住民団体さんと知事の面会もあったわけでございますが、もともとこの是正工事は平成17年3月31日で終わるということでもございましたけども、17年3月31日にRD社が改善命令の履行期限延長願いというものを出して、そして県がそれを承認しまして、次のページでございますけども、4段目、平成17年5月6日から埋め戻し工事が開始されています。この埋め戻し工事に関しまして、平成17年5月9日に知事の刑事告発があったという経過でございます。17年6月30日には是正工事に完了したということでございます。

この「一方的な工法がなされた」ということについての内容につきましては、後ほどまた出てまいりますので、説明はあとに譲りたいと思いますが、深堀穴の関係の調査時の住民協議というのは、「協議が行われず、一方的な工法がなされた」というのは、今申し上げた経緯書の21ページから22ページの経緯であったというように思っております。

県の対応等の資料に戻っていただきたいのですが、次の欄、平成11年から平成14年ごろ、経堂池の水質浄化、浚渫の要求ということで、「県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかない」という住民さんのご意見につきましては、恐らく平成18年10月12日に当対策室の方から住民団体の方に文書回答をいたしております。

その内容は、水質については、現在設置しておりますRD最終処分場問題対策委員会において課題を整理し、適切にしたいと考えております。水量を確保していくためのヘドロ等の浚渫については、RD最終処分場問題との対応を関連づけて、県として実施していくことは極めて困難であるという回答をした経緯がございます。

次に、平成15年10月29日の住民からの面談拒否につきましては、ここで空白になっている部分がよくわからないというところで、空白にさせていただきますいております。

平成15年11月6日のガス調査実施に伴う住民説明ということで、県は11月5日から7日のガス調査についての説明が事前でなく、開始後であった。これは住民との約束違反だということでご意見をいただいているわけですが、これにつきましては、経緯書の19ページをごらんいただきたいと思っております。

このガス調査でございますが、改善命令の一つでございます北尾側環境改善工事というのがございました。それは平成15年12月4日から平成16年3月10日で一定の完了をみているわけですが、その工事をする際のご意見であるというように考えております。

経緯書の19ページの2段目に、平成15年11月5日、北尾側環境改善工事にかかる事前調査として、切土区域については硫化水素、盛土区域については揮発性有機化合物について、表層ガス調査および表層ガス検出地点等についての重機を用いた坪堀調査を実施。そして15年12月3日には、北尾側環境改善工事にかかる県の対応について住民監査請求をいただいた。そして、平成15年12月4日に、北尾側環境改善工事を着工したということでございます。

ご意見をいただきましたのは、「11月5日から7日のガス調査について、事前に説明がなかった」ということでございます。11月5日から実施しておりますので、この説明会は5日から7日の間、もしくはそれ以降にされているということでございます。

次に、住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応の平成18年3月のところを見ていただきたいと思っております。

行政対応検証の申し出ということで、政治社会学の立場から、行政対応検証調査を申し出たが、公務員の守秘義務から拒否されたというご意見をいただいております。

これにつきましては、平成17年12月定例県議会での答弁がございます。「問題発生以降、法に基づく改善命令等を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を行い、是正をさせるなど、一つ一つ問題に精いっぱい対応しているところであり、行政責任を検討する状況ではない

と思っている」というのが、平成17年12月の県の基本的な考え方でございます。

次に、平成18年4月7日の質問書や情報公開請求の返答が遅いという部分についても、今回の指導については整理をさせていただいておりません。

平成18年10月12日の県からの回答ということで、硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していないというご叱責をいただいておりますが、平成18年10月12日には、先ほどもちょっと申し上げましたけども、私ども、文書を発令しております。その中で、これまで、県は原因者であるRD社に是正を行わせるとの方針のもとに解決に取り組んできたが、破産手続開始決定という厳しい事態を受けて、地域住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、効果的で、合理的な対策を練り上げ、問題の解決を図っていきたいと考えているという回答をさせていただいているところでございます。

次に、これまでの県からの回答ということで、要望を言っても、納得いく回答がない。

それから、県の協議のやり方についてもご意見をいただいておりますが、これにつきましても、職員のヒアリングの中でまた明らかにしていただきたいなというふうに思っております。

次に、県の解決に向けての姿勢ということで、県は管理監督責任を明らかにせず、改善要請に速やかに対応せず、事態を直視せず、問題を根本から解決しようとする姿勢が見られないというご意見でございますが、これにつきましても、平成17年12月定例会の答弁を引用させていただいたのですが、「問題発生以降、法に基づく改善命令」、これは平成13年にかけているのですが、「改善命令等を発令してきたほか、必要な都度、調査の実施や行政指導を厳正に行い、是正させるなど、一つ一つの問題に精いっぱい対応しているところである」という答弁をしております。

県の目先対応に終始するというところで、県は全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきたと。この回答につきましても、先ほど申し上げました平成17年12月定例会の答弁をここに記載させていただいて、基本的にはRD社に実施させるというスタンスで臨んでいるということでございます。

県の不誠実な協議ということで、県は協議が大事といいながら形の上の協議にとどまり、結論も出さないうまま、次々と工事が進んでいるということについては、先ほどの「一方的な工法がなされた」ということと同様かなと思うのですが、客観的にお示しするような資料がございませんので、空白にさせていただいております。

それから、次の2ページをごらんいただきのですが、根本的な解決対策の無作為ということで、県は、全容調査に応じてくれず、根本的な解決対策について何もやってくれなかったというご意見については、これも先ほどの平成17年12月定例会の答弁で、県の基本的な姿勢をあらわしているというふうに考えておりますので、そこに同じような内容を書かせ

ていただきました。

次に、業者に対する県の対応、R D社の許可区域外での産廃投棄への県の対応ということで、県は、住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置したということですが、これは経緯書の3ページから4ページに、平成3年9月11日、平成3年11月2日、平成3年12月3日、平成3年12月6日、平成3年12月12日、平成3年12月26日、平成4年2月1日、平成4年2月18日、これだけの経緯が載っております。

3ページから4ページでございますが、もう一度振り返りますと、平成3年9月11日に掘削・埋め立てについての苦情、この内容は、処分場裏側で掘削の跡があった。R D社から信楽陶器用の粘土を掘削したという説明があった。その11月2日には、また電話で苦情をいただいて、R D社は粘土採取と廃棄物処分のために継続掘削している。粘土採取部分は残土で埋め戻しているということを主張した。そして、その受付後に、平成3年12月3日でございますけれども、掘削作業中だったということ。そして、一部許可範囲を超えていても、法に基づく届出対象外の軽微変更の範囲内と主張したというのは、一定規模以上の変更ですと、許可が要るわけでございますが、軽微な変更ですと、届けも要らないという主張をしたという経緯がございます。

そして、平成3年12月6日には、許可区域外の埋め立てについてまた苦情をいただいて、そして平成3年12月12日の保健所の欄を見ていただきたいのですが、廃棄物の埋め立て行為が継続されていることを確認、この工事中止を指導した。そして、許可区域外の埋め立てについて、平成3年12月18日にまたいただいたわけですが、処分場区域外への廃棄物の投棄や、別の場所での廃棄物の野積みを確認したというような経緯がございます。

それで、延々とやっておりますと時間がかかりますので、結論から申し上げますと、4ページの平成4年2月18日をごらんいただきたいのですが、許可区域外の廃棄物の撤去および良質土による埋め戻しや、放置廃棄物の適正処理を行うとの計画書をR D社に出させて、平成4年6月15日までにちゃんとせえよというふうな計画書を出させたという経過がございます。

住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等の資料に戻っていただきたいわけですが、2ページでございます。許可区域外での産廃投棄の県の対応ということで、こういうような経緯があったということでご説明をさせていただきました。

次に、ピットの悪臭・煮汁の除去ということで、県は、住民からの通報後、対応まで9日間も放置したということで、これにつきましては、経緯書の4ページ、平成4年5月29日のところを見ていただきたいと思えます。5月29日に苦情を受け付けて、6月3日に立入調査をしたという記録がございます。無機汚泥乾燥施設に誤って煮汁が投入され、発酵され悪臭が発生したと。悪臭の原因となった廃棄物の焼却処分と、社内教育の徹

底を指導したという記録が残っております。

県の対応等の資料に戻っていただきたいと思います。2ページの平成5年9月8日でございます。悪臭源の廃棄プラスチック類の埋め立てに関して、有害物質の付着した廃棄プラスチック類を県が埋め立て指示したのは問題であるというご意見でございますが、これも経緯書の4ページにございます。

平成5年9月8日ございまして、悪臭についての苦情というところで、9月9日に立ち入りをして、悪臭源である野積みされた有機溶剤の混入した廃プラ類を適正に処分するよう指導をいたしております。

次に、住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応についての資料の2ページの平成6年6月10日の医療系ドラム缶の確認ということで、国際情報高校の北側広場のドラム缶について、県が現場確認したのは通報後4日で、既に空っぽであったということで、このことにつきましても、4ページでございますが、平成6年6月10日にドラム缶についての苦情をいただいて、6月14日に現地調査をしております。調査時はドラム缶は空で、苦情にあった医療系廃棄物が入っていなかったため、調査し報告書を提出するよう指導したということで、実は報告書を提出するよう指導したという報告書が、平成6年9月7日、一番下の欄でございますが、ドラム缶保管に対する顛末書が提出をされていて、その内容が右側の事業者の欄に書いておりますけれども、ドラム缶保管にかかる顛末書が提出されて、ドラム缶の撤去と管理体制を強化するための社員教育を実施するというような趣旨の顛末書が提出をされている経過がございます。

もう一度県の対応等の資料に戻っていただきたいのですが、平成6年7月13日に焼却炉の構造計算を逸脱した過剰焼却があり、指導されたが、公害防止設定条件の確認指示がないまま続けられたということで、これにつきましても、経緯書の4ページから5ページの中で、その経緯を挙げさせていただいております。

平成6年7月13日の欄を見ていただきたいのですが、下から3段目で、焼却炉から出る黒煙について苦情があったということで、焼却物に応じたパーナー設定の徹底と、発生原因および今後の対応を報告するよう指導をいたしております。その後、次のページですが、平成6年9月27日に黒煙についての顛末書が提出されております。廃棄物の投入バランスとノズルの目詰まりによる酸素量不足が原因で発生したために、廃棄物の投入手法の変更と目詰まり管理の徹底を行いますということで、RD社からの顛末書が届いたという経緯がございます。

一つ一つ申し上げさせていただきます。

次に、平成7年11月27日に、廃棄物の野積みと是正指導の立入りについての住民さんのご意見がございます。是正指導で、野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたが、この状態が続くのは是正の意味がない。進捗状況が悪いので、機械の稼働など調査すべきで、立入りも3か月間ほったらかしで、職務怠慢といえるというご意見をいただいております。

これは経緯書の5ページの平成7年5月24日のところをごらんいただ

きたいと思います。

平成5年ごろより処分場内に野積み保管された廃棄物の適正処理を指導するという事で、廃棄物の改善、是正計画書の提出を求めています。これは5月19日現在で、木くずが約5,000m³、廃プラが3,000m³、残土等が約1万m³、その処分場に野積みされておる。このことに対して指導に入ったわけでございますけども、今申し上げました木くずについては焼却、廃プラについては第2処分場への処分、それから残土については、トロンメルによって再利用もしくは処分をします。

申し上げますと、廃プラの処理については5月末、木くずの完了は6月12日、残土は1万m³のうち、5,000m³については8月22日に終了できているわけでございますけども、それまでに至る間に、7月4日にどういう状況だったかという報告、8月4日にも報告をもらって、9月に木くず5,000m³、廃プラ3,000m³、残土の5,000m³についてはほぼ処理ができたわけでございますけども、まだ残土の5,000m³が残っておるということで、その5,000m³について11月27日に立入りをして、残り50%の残土をどうするのかというような指導をしているという記録が残っております。

住民さんのおっしゃっております野積みというのが、一定処理させた中ではありますけども、野積み状態が続いておって、実は平成8年度になった段階でも、すべて解消されていないという状況のことについてご意見をいただいたものでございます。そして、この是正指導の立入りについては、今申し上げましたように、残土の処分の状況が悪い中で、立入りが3カ月、11月から3月までされていないということについて、ご意見をいただいたものだということに思っております。

次に、もう一度県の対応等の資料に戻っていただきたいのですが、焼却時間の偽りということで、24時間燃やしてはいけない炉なのに、偽って24時間燃やしているということにつきましては、平成3年9月7日の産業廃棄物処理施設設置届を県が受理しているわけですが、そのときの届けの中では、処理能力が9トンで、毎日24時間という届けがされておりますので、この炉自体が24時間燃やしたらいけないものか、僕はよくわからないのですが、届けの受理については24時間というものをもらっておるということでございます。

次に、未硬化セメントの埋設ということで、許可区域外に、違法な未硬化セメントを埋めて、二重の違反をしているのに対し、県は撤去を命じただけで、法的処置はしていないということで、これにつきましては、平成15年6月の定例県議会の答弁を引用させていただいております。

「ご意見の経堂池に一部強いアルカリ性の廃水が排出されていた件につきましては、事前に地元の皆さんとの協議を行い、その結果に基づいて、県と市および地元の皆さんの立ち会い、監視のもと、800回を超える現場でのpH調査を実施し、また、検体を持ち帰った成分分析調査などを行い、調査結果を踏まえて高アルカリ原因物を撤去させたところである」ということで、平成14年8月にこの調査を行っておりますが、その調査とあわせて、原因物の除去がされたということでございます。経緯書17

ページに、その経過が書かれております。

高アルカリ物質の流出も、そのようなことでございます。

次に、ダイオキシンの地下水汚染で、環境基準の14倍のダイオキシンが出てきたが、全国の最大汚染でも0.89しかないのに、県は自然であると言っているというご意見でございますが、これにつきましては、平成16年の予算特別委員会の答弁を引用させていただきました。

「平成15年9月に実施した周縁地下水調査において、処分場西側採水井戸から取水した地下水から、14ピコグラムのダイオキシンが検出されました。この時の調査においては、地下水のSS、濁りが3,300ということで高く、SSとの関係を十分調査検討する必要があるというように考えている」ということでございます。

このRD最終処分場におけるダイオキシンにつきましては、現在、対策委員会でも検討をいたしているわけでございますけれども、生活環境上の支障ととらまえ、その調査をしているところでございます。また、平成13年に改善命令を発令しまして、水処理施設をつくらせたわけでございますが、そのときもダイオキシン濃度が超えておりましたので、ダイオキシンを処理するような水処理施設ということの措置を命じているところでございます。

平成8年4月30日の廃棄プラスチックによる火災ということでございますけれども、これにつきましても、平成12年2月定例会の答弁を引用させていただいて、「火災による灰の処理については、当時の記録からは確認できません。火災現場は今後の掘削調査の予定場所と符合しており、掘削により確認できると考えている」という答弁がされておまして、ダイオキシンのもとの燃えがらを全部埋めているということについては確認ができないというところでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページはRD社への面積・容量の変更でございますが、法律の運用上支障があり、違法である。RD社の大量埋め立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋め立てを追認したのではないかと。それと、それまでのRD社に対する県の指導監督の問題点が追認で明確となった。許可区域外の埋め立てを全部撤去させていたら、こんなにひどくなっていなかったというふうなご意見をいただいて、これにつきましても、平成13年6月の定例県議会で答弁をいたしております。

「許可容量を超える埋め立てを行ったRD社に対し、平成10年5月27日付けで最終処分業の廃止届を出させ、新たな廃棄物の搬入を止めるとともに、その上で許可容量を超えた分について全量を場外へ持ち出すことも検討したところである。しかし、地元自治区とRD社とで、1日当たりの搬出入車両の通行制限が決められていることから、超過分全てを場外搬出させると、9年5カ月という年月を要することとなり、周辺生活環境への影響が予想されること、また、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、場外搬出をできる限り行かせた上で、廃棄物の飛散流出を防ぐため、その処分のための容量を変更許可したものである」とい

う答弁がされております。

平成9年から11年の深堀りへのごみ埋設でございますが、住居に近いところに、深堀りしてごみを持っていったということにつきましては、経緯書の7ページから8ページで、これは恐らく平成10年に深堀りされたところのことではないかなというふうに思っております。平成10年の深堀りに関しては、経緯書の7ページから8ページをごらんいただきたいのですが、そこに経緯が書かれております。

資料の6ページをまず見ていただきたいのですが、資料の6ページに平成10年6月2日に、RD社に対して改善命令を発令いたしております。これは、許可区域を超過して産業廃棄物を処分した等によって改善命令を出しまして、平成10年6月2日に是正計画書が提出されまして、この是正を平成13年6月末までに行うという是正計画書が出されております。

そういうさなかであって、7ページでございますが、平成10年11月11日に、焼却施設の悪臭について苦情がございました。現場での悪臭は特になかったわけだが、第2処分場側に深さ20メートルほどの掘削が行われていた。ごみで埋め戻さないよう指導をしながら、平成10年の深堀り箇所の問題が出てきております。

平成10年11月28日ごろと書いてあるところを見ていただきたいのですが、RD社が深堀り工事に関する見解文書を出して、これは沈砂地への誘導を行うに当たり、管渠工事の一環として実施したと報告したというような経過がございます。

ところが、次の8ページの平成10年12月4日の事業者の欄を見ていただきたいのですが、お詫び文書というのが提出をされて、処分場の許可施設の図面が出ているのですが、その下層計画高を超えた掘削をしていたということ、このお詫び文書の中に認めた。そして、その是正計画書をもとに是正をさせたというような経過がございます。平成10年12月25日に深堀り箇所の良質土による埋め戻し等の確認をしたというふうな経過がございます。

県の対応等の資料に戻っていただきたいのですが、深堀りへのごみの埋設につきましては、今申し上げたような経過の中で、良土による埋め戻しが行われたというような経過書がございます。

次に、深堀り調査の問題点ということで、基準以上の有害物質は除去する協議ができていたが、いざ見つかったら、場外に有害物質が流出しなければよいとして、RD社を処分しなかったということにつきましては、平成17年6月定例会の答弁を引用させていただきます。

「深堀り箇所の是正工事では、約4万3,800^mの廃棄物が掘削され、木くずや金属くずなどの許可品目以外の物の除去を強く指導するとともに、有害物の分析において、住民の皆さんとの協議を経て、掘削し、仮置きされた廃棄物を、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし、その1週間分の混合試料の溶出検査を行い、いずれの試料も土壌の環境基準以下であったことから埋め戻しを認めたものである。また、住民の皆さんの要望で実施した含有試験では、一部で鉛が高濃度であったことから、住民

の皆さんの不安をなくし、地下水への影響を防止する観点から遮水対策を施した上で埋め戻しさせたものである。検出された原因については、目視上で大きな違いはなく不明であるが、鉛ハンダを含んだ廃プリント配線板や、鉛を含んだ塗料等の付着したものが廃棄プラスチック類などとして、平成10年の法改正までは埋められていたことなどが影響しているのではないかと考えている」という答弁がされております。

この資料の平成11年12月、散在する医療系廃棄物への県の対応ということで、ガス調査時に処分場内に散在していても、県職員が見て見ぬふりをしておる。

それから、総量違反調査の県の不作為ということで、北尾団地後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われるが、県は調査を実施していないというご意見をいただいております。客観的な資料がございませんので、空白にさせていただいているのですが、埋め立ての総量違反につきましては、現在、RD最終処分場の追加調査を実施しております。全部で12カ所、周辺を入れますと16カ所のボーリング調査を実施いたします。そのボーリング調査は廃棄物の量、地下水の地質の状況、そういうものを調べるためにボーリング調査をしておるわけですが、その結果がまとまりますと、一定量の埋め立て容量の推定が可能であるというふうに思っております。

それから、県の対応等の資料で、RD社への改善命令期限延長ということで、県はRD社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていないということでございますが、実は改善命令の期限は平成14年6月28日と、平成17年3月31日の2回、改善命令の履行期限の延長をしております。

経緯書の17ページをごらんいただきたいのですが、上から2段目の平成14年6月28日、履行期限延長願提出ということで、事業者の欄でございますが、平成14年1月31日に提出された改善命令 および にかかる改善計画について、地元住民との調整に時日を要しており、平成14年12月31日まで履行期限を延長したい旨ということで、RD社から提出されております。

もう一つは、平成17年3月31日でございますが、これは21ページをごらんいただきたいのですが、下から3段目の右側の事業者の欄を見ていただきたいと思います。平成13年12月26日の改善命令のうち、浸透水の流出防止対策の履行にあたっては、重機による掘削工事の範囲が当初計画を超えて実施する必要が生じた。薬剤注入固化工事を追加したこと、種々の確認調査等で工事の中止を余儀なくされたこと等により、平成17年6月30日まで履行期限を延長したい旨の提出がありまして、いずれも県はその履行期限の延長を認めております。

県の対応資料をごらんいただきたいのですが、平成16年4月の、県は廃棄物を残したまま、セメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻しさせたというふうなご意見でございますが、これにつきましては、平成17年の予算委員会の答弁を読ませていただきます。

「深堀穴の是正工事については、基本的に地山が出てくるまで掘削するという方針のもと工事にかかってきたが、当初の掘削を始めた場所と、地山を発見する場所との間に少しずれが出たため、その分を改めて工事を行い、さらに掘削しようとする大変な労力を必要とすることから、ボーリングを行い、どこに地山があるかということを確認した。その上でボーリング孔からセメント硬化剤を注入し、地山と見えているところに掘削残りになった廃棄物が固化され、一定の遮水効果を確保した上で、遮水シートならびに粘土層による遮水を行うという工法を選択しました。

また、廃棄物の埋め戻しについては、掘削した廃棄物約4万3,800m³から、木くずや金属くずなどの許可品目以外の廃棄物を除去させ、住民の立ち会いのもとに1日ごとにサンプリングし溶出検査を行い、いずれも土壌の環境基準以下であることを確認した上で埋め戻しを認めたものである」というような答弁がされております。

すみません。長々と申しわけないのですが、次の4ページをごらんいただきたいと思っております。

平成17年9月30日、見つかったビニールシートやドラム缶への県の対応、県の「見て見ぬふり」対応、2つでございますが、これについても客観的な資料がございませんので、空白にさせていただいております。

3番目のバキューム車による医療廃棄物の埋め立てということで、何年も続けて京都の病院から大体週2回、血液や実験廃液を持ち帰り、穴に入れていたということでございますが、このことについてはよくわからないわけでございますけども、元従業員の証言についての考え方について、平成17年12月の定例会で答弁をしておりますので、それを載せさせていただいております。元従業員の証言については、その内容を県として確認したいとの思いから、過去に何度となく直接話を聴きたい旨、住民団体に申し出をしたが実現していないということでございます。

次に、県のRD社に対する指導ということで、その場限りのおざなりな指導のため、どんどん違法がエスカレートしているという指摘につきましては、先ほども何回かご説明させていただいておりますが、平成17年12月定例会答弁の県の基本的な姿勢の答弁を、ここに記載させていただいております。

現場への立入調査の事前通告につきましては、客観的な資料がございませんので省略をさせていただいております。

埋立て証言のあるドラム缶への対応ということで、県は、住民からのドラム缶の埋立情報を信憑性が不十分、本人聴取が必要として聞き流し、調査をしなかったということにつきましては、先ほど申し上げました17年12月定例会答弁で、県としては一次情報が得たいということで、直接話を聞きたい旨、住民団体に申し入れをしたが実現していないところでございます。

次の、建築確認、開発許可の問題、それからRD社に対する不法投棄告発、これについても客観的な資料がございませんので空白にさせていただいております。

許可区域外の掘削の確認ということで、県は掘削跡をその時掘って調べず、平成10年に掘り返したら、高濃度ダイオキシンが検出され、結果的に7年間放置したということですが、これは平成10年に掘り返したということがよくわからないのですが、経緯書の3ページで申し上げますと、先ほども説明させていただきましたけども、平成3年9月にRD社から「信楽陶器用の粘土を掘削しているんだ」というような経緯を説明させていただきましたが、そのことかかなというように思っております。

次に、住民からの掘削情報の対応ということで、平成12年に掘削周辺から放射線物質が発見されたが、当時、県は調査を全くしていないということですが、これは、チタントレーのことではないかなというように思いますので、平成12年6月の定例会の答弁でございます。

「処分場隣接地にRD社が兵庫県尼崎市の事業所から放射性廃棄物の処分を受託し、埋立処分を行ったとの情報がある。当該事業所から事情聴取を行った結果に基づき、産業廃棄物の埋め立ておよび埋立場所を確認するため、調査を行ったところ、当該事業所の産業廃棄物の一部が許可区域外で発見されたため、全量を撤去させた。また、この廃棄物の放射線量を測定したところ、何ら問題はなかった。この廃棄物は、自動車のブレーキ用摩擦材の製造に使用されるチタン酸カリウムの焼成行程で用いられたトレイの破片であり、廃棄物の種類としては、ガラスくずおよび陶磁器くずに分類されているものである」というような答弁がされております。

次の5ページをごらんいただきたいと思います。深堀穴調査での有害物調査ということで、有害物質の浸透水調査をせず、有害物質の流出先の確認もしていないということにつきましては、平成17年の予算委員会の答弁がございまして、「深堀穴の是正工事については、基本的に地山が出てくるまで掘削するという方針のもと工事にかかってきましたが、当初の掘削を始めた場所と地山を発見する場所との間に少しずれが出たため、その分を改めて工事を行い、さらに掘削しようとする大変な労力を必要とすることから、これは一度読ませていただきました。「セメント硬化剤を注入して、そして遮水シートならびに粘土層による遮水を行う工法を選択した」。

それから、4万3,800^mの廃棄物については、そのサンプリングをして、溶出試験を行ったというような経過がございます。

平成11年10月のケーシング調査でございますが、すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか、県の調査では調べてもらえなかった。調査で、このことが明らかになれば問題は早く解決したというふうなご意見につきましては、15年9月定例会答弁がございました。

「掘削調査については、当時、全国的にもこのような視点からの調査が行われたことがなく、種々検討の結果、廃棄物を分別し、その部位ごとに内容を分析する方法が最適と考え実施したもので、分別工程においては欠かせない工程であり、硫化水素の発生原因を究明する廃棄物の分析とい

う本来の目的は達成したものと考えております。

しかしながら、貴重な資料であるとの思いから、併せて実施した廃棄物中の有害物質に係る分析調査、とりわけ揮発性有機化合物に係る調査については、公定法に基づく分析するのが適切であったと考えております。また、調査方法については、地元住民の皆さんに事前に説明をさせていただきましたが、調査内容が科学的で専門的であったことから、県の説明責任として配慮に欠けていた部分があると考えております。」という答弁がされております。

次に平成11年11月、硫化水素問題調査委員会の座長の選任ということで、RD社が事務局をもつ研究会の座長を硫化水素問題調査委員会の委員長にしたのは、県の見識が問われるというご意見でございますが、これにつきましても、平成11年12月定例会で答弁をいたしております。

「硫化水素調査委員会は、最終処分場からの硫化水素の発生原因を調査し、対策を検討願おうとする意味から、廃棄物全般に精通しておられ、県環境審議会の廃棄物部会長や厚生省生活環境審議会の委員も務めておられる方に、また、環境化学の専門家であり、長い研究活動を踏まえ過去の硫化水素問題に携われた学識経験者を委員にお願いしたものでございます」という説明をしております。

なお、委員長につきましては、委員の互選により決まったものでございます。

次に平成12年7月、実態解明と適正措置の請願の不履行ということで、県の対応は、高アルカリ水、硫化水素など個別問題対応でしかなく、請願の処分場の実態解明と適正措置がとられていないということでございますが、平成17年12月定例会の答弁をまた引用させていただいておりますが、法に基づく改善命令を発令してきたほか、一つ一つの問題に精いっぱい対応しているということでございました。

それから、硫化水素問題調査委員会の非公開に係る照会に対する回答ということで、非公開理由、議事録作成しない理由など、県からお役所答弁のような返答しかないということで、これについても客観的な事実がわかりませんので白紙にさせていただいております。

長々と申しわけございません。次に6ページでございますが、硫化水素調査の廃棄物分析の前処理ということで、これは先ほどの部分と関連いたします。

分析で公定法にない違法な手法によるため不適正、それから風乾によるガス調査は、揮発性のものが飛んでしまうので、混合させての土壌分析と同様に非科学的な調査をやっているというような、からまで書かれておりますが、これは先ほど15年9月の定例会の答弁を説明させていただいたものを、そのまま書かせていただいております。

次に、硫化水素調査の廃棄物分析で、住民の望む27項目、4検体の廃棄物分析は結果的に行われなかったということについては、よくわかりませんので白紙にさせていただいております。

硫化水素調査。調査で6,500万円の税金を使い、ふいにしている

が、もっと調べたら地下水汚染までいっていなかったということで、これは先ほどの答弁とかぶるわけですが、平成15年9月定例会答弁で、「硫化水素の発生原因を究明するために場内掘削して原因を突き止め、その発生機構を究明するため、また、地下水質への影響の観点から周辺地下水および場内浸透水について水質分析を行うといった本来の目的は達したものと考えている」という答弁がされております。

次に、硫化水素調査の廃棄物分析結果で、2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられており、1号の契約変更の時、この分の分析費用が発生しないのではないかとということでございます。平成12年当時の調査は、1号と2号で2つに分かれて委託をしているのですが、私どもが調べたところでは、2号で必要となる分析費用を1号で重複して計上しておるといのは認められないところでございます。

なお、1号の変更契約については、溶解性有機物質の分析と有害物質等の含有分析を追加しており、2号ではこれらを発注していない。実は、ダイオキシンについては発注していたのですが、変更でダイオキシンを切っておりますので、したがって、重複していないというように思っております。この重複しているか、いないかということについて、何で見ているかといいますと、私どもは設計書と仕様書で見っております。成果物ということでお金を払った、払ってないということではなくて、設計書の中で見るといってございませぬ。

それから15年12月3日、特別措置法に係る県の勉強不足については、客観性がございませぬので空白にさせていただいております。

平成16年11月～17年6月、深堀穴等の是正工事での確認調査ということで、現場では、刺激臭の白い粉の固まりが見られたが、県は一部の調査しかせず、木くずと鉄くず以外は確認できなかったとしたということで、これにつきましても平成17年の予算委員会、先ほど読ませていただいた答弁をそのまま載せさせていただいております。

平成18年のRD対策県・市連絡協議会の構成で、県は、メンバーにRD社との黒い噂のある職員を入れている。その職員に対しても調査もしていないということでございますが、RD問題県・市対策協議会は、RD最終処分場問題の早期解決を図るため、県と栗東市の情報交換の場を定期的に設けて、共通認識を図るとともに、的確な状況把握や汚染機構の解明等科学的な原因究明等を調査検討し、対応を協議するために設置したもので、県と栗東市の関係職員で構成しておるといって県・市連絡委員会の説明をさせていただいております。

次に、経堂池の水質浄化、浚渫。池には汚染されたヘドロがたまり、RD社を監督してきた県に責任があると。この経堂池の水質浄化につきましては、栗東市において平成11年9月および11月に実施されました経堂池の底質および水質調査の結果では、有害物質の検出はされておられません。しかしながら、こういうようなご不満もございませぬことから、この火曜日に経堂池の底質について5カ所、県の方で調査を実施いたしました。

水質検査の結果への対応ということで、結果に対して県のこう考えると

いう前進したものが出てこないというということでございます。この水質検査につきましては、平成15年から処分場周縁地下水等につきまして県としてモニタリング調査を実施し、資料提供をしておりますところでございます。

最後のページをお願いいたしたいと思います。生活環境に支障を及ぼす状況に対する県の対応ということで、積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法にあたるということでございますが、これも先程来、何遍も説明をさせていただいているわけですが、平成17年12月の定例会の県の答弁を載せさせていただいております。

県の調査井戸からの取水で、取水は、帯水層が特定されず、どこの水が入っているかわからない状況にあるということで、この部分につきましては、昨年の12月に設置しました対策委員会の専門部会の中で指摘された事項でございます。一応、確認させていただいておりますが、現在追加調査をやっております中で、帯水層を特定したモニタリングができるように改善をしていきたいと考えております。

高アルカリ水の改善効果の検証、それから深堀穴の地下水汚染の検証、そういうものについては、先ほども申し上げておりますけれども、15年度より周縁モニタリング調査を実施しているところでございます。

5段目の水質調査結果の報告で、ダイオキシン類やホウ素は基準を超えており、総じて問題なしでなく、1つでも基準を超えていたら大問題ではないかというようなご指摘でございます。ここで客観的というのですか、県硫化水素調査委員会の報告書の抜粋を載せさせていただきました。2の(1)評価で、今回の調査結果をみる限りにおいて、水質全般についていえば、ダイオキシン類やホウ素など小数の例外を除いて、総じて問題はなかったという表現がされております。

県の解決に向けた姿勢ということで、県は事態を直視せず、問題の本質をえぐり出そうとせず、根本から解決しようとする姿勢は全くみられないということでございますが、ここでも先ほど来何度か載せておりますけれども、基本的には法に基づく改善命令を発令して、そして必要な都度、調査や行政指導を行って是正させるという姿勢でございました。一つ一つの問題を精いっぱいに対応している、こういうような答弁がされておるところでございます。

あと、対策委員会事務局の問題につきましては、検証期間外という認識をしておりますので白紙にさせていただきました。

以上、大変長々と説明させていただきました。申しわけございません。

どうも、ありがとうございました。

今、最終処分場特別対策室の方から、住民の皆さんから出た意見についての対応状況ということを説明していただいたわけですが、ですから、県から事実確認についてということになっておりますけれども、住民の皆さんの意見に対応する格好で、県がどのような対応したかという事実を一応ここに書いていただいていると思います。

非常に重要な論点がたくさん含まれているわけで、あとで我々が論点整

委員長

上田室長	<p>理をするうえで大変役立つ資料ということですので、県の対応について確認しておきたい点があれば、委員の皆さんから何なりとお尋ねいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>何か補足の件はありませんでしょうか。</p> <p>先ほどご説明いただいて、住民意見に対する県の対応等というところで空欄になっている点は、その対応をしなかったというのと、対応したけれども、資料が見つからないというのがあるわけですね。</p> <p>私どもが説明しているところの根拠は何かというところを問い求められたときに、その根拠の部分が出せるものについては書いていこうという姿勢でございます。例えば、「犬は死ぬものでしょう」と聞いているということについては、これは記録もございませんし、ちょっと書けないなど、事実かどうかわからないということでございます。</p> <p>それと、その当時の、例えば担当した職員が答えた方がよいかなどという思いのものも少し省かせていただいております。記録があれば、それはここに書いていますという説明ができます。私も4年担当していますので、その先入観があるかもしれませんが、基本的にそういうスタンスで資料を整理してもらいました。</p>
委員長	<p>わかりました。</p> <p>委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご質問はございませんでしょうか。</p> <p>では、渡部先生、どうぞ。</p>
渡部職務 代理者	<p>住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等についての3ページの上から2段目、県は、RD社の大量埋め立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋立を追認したという指摘があるわけですが、その横の平成13年6月定例会答弁に書いてあるような判断をしたというのは、今、何か資料が残っていますか。だれが、どういう経過で判断したかというのがわかるようなことが、一つのターニングポイントになると思いますが。</p>
上田室長	<p>施設許可は決裁事項でございますので、その決裁の起案がありますので、それを見ていただければわかると思います。</p>
委員長	<p>ごく常識的なことの確認ですけど、この定例会の答弁というのは知事がしたわけですか。</p>
上田室長	<p>知事答弁ないし部長答弁でございます。それと、予算委員会になりますと、もう少し下の技監、課長の答弁が入っております。</p>
委員長	<p>もし、だれが答弁したかということについて必要でございましたら、また整理をさせていただきますけど、それは当然確認できるわけですね。</p>
上田室長	<p>はい。</p>
委員長	<p>わかりました。じゃ、必要なときには、またお尋ねすることにしたと思います。</p>
	<p>何か、ほかにありませんでしょうか。</p> <p>一応、この住民の皆さんから出た意見というものを、住民に対する県の</p>

(3) 論
点の整理
について

各委員
委員長

事務局

対応ということ、それから業者に対する県の対応ということですね。それと、県自らのなすべき対応という、3つの項目に分けていただいて、それについて対応等の記述をしていただいておりますので、我々としては頭に入りやすいし、後の論点を議論するときには大変役に立つ資料ということで、非常にありがたいわけです。

いかがでしょうか。大体これで把握できると思いますけれども、特に何かご意見はありませんか。

そういたしましたら、これを以後の資料として活用するというので、とりあえず今は直ちにご発言がないようですので、この資料についての確認とか、疑念が出てきた場合には、またお答えいただくということにさせていただきますたいと思います。

(2)の「県からの事実確認について」という項目については、一応終わるとということにさせていただきますたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

はい。

それでは、議事の(3)「論点の整理について」ということに移りたいと思います。

これについては資料2をつけていただいておりますので、まず事務局から、資料2についてご説明を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料2で説明をさせていただきます。

資料をごらんいただきますと、この表は前々回に住民ヒアリングで住民の皆様から伺いましたご意見から重要であると思われる論点のほかに、県が行っております業者への権限行使、行政処分とか、許可とか、そういったもののうち、重要と思われるものを論点案ということで30近い数を取りあえず挙げさせていただいております。すべてが論点として必要というようには考えておりませんが、比較的重要なものではないかと思われるものを拾いあげたものでございます。簡単に論点事項につきましてご説明申し上げたいと思います。

これは日付順に追っております。ここで書いております第1期というのは、初めての許可から硫化水素ガスの発生までということを便宜的に第1期とさせていただきます、発生後につきましては第2期というように分けております。それでは、順次触れさせていただきたいと思います。

まず最初は、このときは法人ではございませんで、社長個人からですが、昭和54年12月に産廃業の審査を経て許可を出しておりますが、その審査が適正であったかどうか。

そのあと57年には、許可された品目以外の搬入等がわかったということで、それに対して行われました初めての文書指導がございましたが、それが適切であったかどうか。

3つ目につきましては、第1期全般にかかるような平成3年から9年という幅でございますが、ヒアリングのときに出ておりました住民の皆様からの苦情への対応、悪臭であるとか騒音であるとか掘削・埋め立て、あ

るいは黒煙・煤塵といったような苦情がたくさん出ておりましたが、そういった苦情に対する対応は適切であったかどうかという論点です。

次は、平成3年12月ごろに出ておりますが、森林法に基づく指導と対応ということで、残置森林部分を掘削してごみを捨てたというような問題がございまして、その辺の対応がきちっとできていたかどうかという論点です。

次が、平成4年から9年あたりの、業者に対する県の対応ということで、住民ヒアリングではいろいろ出ておりましたが、焼却炉の問題であるとか、あるいはピットの悪臭煮汁、廃油ドラム缶の野積みの問題であるとか、そういったものに対します県の対応がどうであったかという点でございます。

次に挙げておりますのは、平成4年2月の業者に対する県の対応の別立てとして、許可区域外への埋め立てに係る業者への対応ですが、これにつきましては文書指導をしているということで、文書指導が適切であったかどうか、論点として挙げさせていただいております。

次は、平成5年から6年の、第2処分場に係る追加の許可に係る審査でございますが、これが適切であったかどうか。それ以前に苦情等いろいろ出てきたわけでございますが、そういうのを受けて第2処分場の許可が出てきたわけでございますが、その辺どうであったか。

そして、1ページ目の最後でございますが、平成10年6月に業者への初めての改善命令、これは法面が計画勾配を超えているということで発令されましたが、この改善命令は適切であったかどうかという点でございます。

2ページ目にまいりまして、平成10年7月ですが、これは業者の大量埋め立てに対して、県の方は一部を撤去させるとともに、面積、容量の大幅増加を認めたという変更許可でございますが、それが適切であったかどうか。あるいは、この時点であわせてガス化溶融炉の新設許可も出ておりますが、それが適切であったかという点が挙げられると思います。

なお、右端の備考欄に「住民複数指摘意見」と書いてありますが、これは住民の皆様からのヒアリングに際して、複数の皆様からご意見を伺ったものでございます。

次に平成10年12月、改善命令履行に係る業者への対応ということで、同年6月に初めての改善命令が出ておりますが、その速やかな履行を求める文書通知が出ております。これが適切であったかどうか。

次に、ある程度広い期間と思われるわけですが、事業者への立入検査の対応ということで、RD社に事前通告をしてから検査に入るという立入検査の実施が適切であったかどうか。

そして、もう1つ、必要な調査に対する対応ということで、これも全般を通じて言えることもわかりませんが、平成3年から11年にかけて、掘削跡の調査とか掘り出した廃棄物調査、あるいは有害物質の浸透水調査等、ヒアリングでは当時、県は対応していなかったということで、そういう対応についてどうであったかという点です。

次は、硫化水素ガス発生以降ということで、一応、第2期というように便宜的に分けさせていただきましたが、これにつきましては、まず平成11年10月の硫化水素ガスの住民さんから消防等、いろんなところに通報されたわけで、そういった通報に対する、たちまち県の対応の状況はどうであったか。

そのあと、事業者への対応がどうであったか。平成11年11月4日の文書指導はどうであったか。あるいは、その後の硫化水素の除去の計画とか報告の聴取についても適切に行われているかどうか。その辺も一つ挙げられるのではないかとということでございます。

また、原因究明のための硫化水素調査委員会での対応ということで、平成11年11月から13年5月まで設置されていますが、この設置、運営についてはどうであったか。あるいは、その委員の選任につきましては、RD社に関わるような学者が委員会に入っているということについてはどうかとか、そういうことも含めまして一つ論点として挙げております。

また、平成11年12月、ガス化溶融炉の導入に関する事で、建設中止の住民側の要請があったわけですが、それに対する県の対応はどうであったか。

それと、硫化水素ガス問題の住民への説明責任について、調査委員会の経過報告など、住民説明会として3度ぐらい行われたということですが、適切であったかどうか。あるいはまた、その対応策、改善計画とか事業者への改善命令について、住民に十分説明がされていたかどうかというようなことも論点として挙げられると思います。

また、平成12年4月ぐらいですが、経堂池の浄化要望に対する対応ということで、小野自治会からもいろいろ要望が出ておりましたが、県の対応はどういうようにしてきたのか、論点の一つということで挙げさせていただきました。

それと、平成12年9月ですが、許可区域外埋め立てに対する撤去の文書交付は適切かどうか。

それと、一番下の平成12年のものですが、最終処分場の掘削調査、これが適切であったかどうか。分析の前処理の手法が不適正であったというようなことが出ておりました。この辺も論点の一つに挙げております。

最後に、3ページ目ですが、埋設ドラム缶情報に対する対応ということで、これも住民の皆様からたくさんご指摘をいただきましたけれども、関係者の証言がありました埋設ドラム缶への対応が、当時適切であったかどうか。

次に平成13年9月ですが、これは硫化水素ガスが発生したあとの許認可の更新の許可審査でございますが、この辺の審査がどうであったか。

そのあと同じく13年9月ですが、過去に処分場の規模変更届出が出ていなかったことがわかり、事業の30日間の全部停止の処分がされておりますが、この辺はどうであったか。

また、あわせまして、特別管理産廃処分場の廃止を求める文書指導がなされているわけですが、そういう指導が適切であったかどうか。

それと、平成13年12月には改善命令が出ております。深掘り是正とか、水処理施設の設置とか、4項目の改善命令ですが、これが適切かどうか。また、履行期限の延長を認めているということにつきまして、適切かどうか。そういったことも論点の一つに挙げております。

そして、平成14年から16年ですが、業者に対する県の対応ということで、これも住民ヒアリングで医療廃棄物の搬入であるとか、高アルカリ物質の経堂池への流出とか、高濃度のダイオキシンの地下水汚染といったものが出ておりました。こういったものに対する対応は適切であったかどうか。

それと、平成15年10月から11月ぐらいの、住民説明や面会に対する県の対応について、適切であったかどうかという点があります。

また、平成16年ごろの必要な調査に対する対応ということで、総量違反調査を実施しなかったとか、あるいは過去の高アルカリ水の対策工事とか、深堀穴工事のあと、検証調査を実施しなかったのではないかと調査に関する対応がどうか。

それと、平成15年2月、RD社に命じて作らせた水処理施設の試運転が行われていますが、本格稼働ができていないということで、この辺につきまして指導が適切であったかどうか。

それと最後、18年4月に、ドラム缶やその周辺の汚染土壌の適正処理に係る措置命令が出ておりますが、この辺の措置命令は適切であったかどうかというようなことがあげられます。

以上、数はたくさんございますが、論点になるかという点を挙げさせていただいたところでございます。この辺につきまして、十分なご議論をいただければありがたいと考えております。

以上でございます。

はい、ありがとうございます。

委員長

ただいま事務局の方から論点案ということで説明していただきましたけれども、今の説明について委員の皆様から何かご質問はありませんでしょうか。説明項目以外でも、取り上げる論点とか、あるいはその論点の整理の仕方について、これでよいのかというようなことがいろいろあるかと思いますが、いかがでしょうか。

宮本先生、どうぞ。

宮本委員

先ほどの資料で、住民ヒアリングの聴取事項に対する県の対応についてというのに対しては、琵琶湖環境部というか、被告側が、住民から言われ放題であったわけで、それに対する反論を我々として聴き置いたということで、本来、ここの部分の論点についての議論を深めないといけないと思うので、ちょっと時間が最後の方なくなってきていますけれども、幾つか申し上げたいと思います。

最初のところですが、時系列で整理をしておりますので、その辺がよくわからないのですが、一般的に廃棄物処分量とか、処分場の運営について、報告徴収というのがどの程度の頻度で、どういうものを要求していて、それが今回の事例を通じて、ほかの事例を通じても滋賀県において

は、どのように業者からの報告徴収義務の実態が変わってきたのか。要するにずっと見ておりました、業者に対して住民から苦情が出て、煤塵とか悪臭とか、いろいろあって、それで初めて立入調査に行ったり、報告指導をしているわけで、その意味では、住民が動かなければ、県庁は動かないのかというような印象を受けるわけですね。本来であれば、許可を出しただけではなくて、そのあとも指導、監督や定期的なチェックをされていて、たとえ住民が受認をしている範囲内であったとしても、生活環境上の被害があるのであれば、それを県庁として独自に把握する仕組みがなければいけない。それはあったのではないかと思うものですから、そもそも、そういう一般的な対応というのは、例えば昭和50年代の後半か、60年ぐらいにどうなったかというのが、多分、その情報としては必要だろうと思います。

2番目に、これは最初のころの話ですけれども、硫化水素の発生の原因となる有機物の埋設が疑われる可能性があること、すなわち昭和59年から61年ぐらいに、収集運搬業について、例えば繊維くずとか、有機物の収集運搬が追加されていますが、それは確かに内部で焼却もしています。要するに、中間処分をしていますから、その意味では収集運搬業に追加するというのはリーズナブルな判断だったかもしれないのですが、ただ、それを埋めていませんねという確認というのは、どの段階でされたのかということも、この最初のところで出発点の問題として、そういうことをしてはいけないということ、処分庁の方から業者に対して、どういう形で担保をとろうとしたのかという経緯が、時系列で整理しているために抜けているのではないかとこのように思いました。

それから、2ページ目で、これはむしろ住民団体の手本というか、住民運動が形成される契機になったのはガス化溶融炉に対する心配というのが悪臭とばいじん、そもそもそういう不満がたまっていたところに、新しく危険性のあるものについてどうなのかということで住民運動が形成されてくるわけですが、平成10年7月3日に許可が出ていますが、県議会でも、知事が安全性には問題がないというように言っており、ただ、それは同じタイプのガス化溶融炉は安全に運営できるという話であって、この会社がある一定の危険性のあるものを運営するに値するだけの優良業者であるかということについての判断ではないように思うわけです。

その意味では、この平成10年の段階で、その業者についてどういう認識をしていたのかという点についても、一つの論点だろうと思いました。これは先ほど申し上げましたように事実関係、業者の経営実態について、どういう把握の仕方をしておられたのかということと絡んでくると思います。

私自身これを見て、硫化水素の話がずっと出てきて、ガス化溶融炉について、業者が断念をする経緯については割と中に埋め込まれているものですから理解がちょっと難しかったわけですけれども、その意味では時系列としてはきちっと入っていると思っておりますので、その点については指摘を控えます。

その次は第2期ですが、この第2期はちょっと長過ぎるような気がするのですが、後半に入って平成12年1月19日、これから1年、公害調停を行うわけですね。この公害調停の段階についての話というのが、ほとんどここに出てこないのですが、この手の話では、住民運動が最初に何をするかというと、皆さん、公害調停に訴える。それがだめだと、不作為請求とか、例えば何かの処分をなさいと、そういう請求に移って行って、それとともに政治的に知事に直接要望するというような、割と直接請求的な話になるので、公害調停が機能しないことが実態として多いわけです。

なぜ機能しなかったかということをもう一回ここで復習しておかないと、住民にとって一番使いやすいシステムとして設定されているものが、実は物事を改善するチャンネルになっていないというのは、多分、今後の教訓になると思うものですから、このときの公害調停がなぜ機能しなかったかというのも一つの論点だと思います。

もう一つは、平成12年の5月ぐらいですが、栗東町はきょう来ておられますけれども、栗東町も突き上げられて、この辺で栗東町は再調査をするというように言われて、そこで方針を転換していくように見える。県庁の方は、むしろいかにその業者を生かさず、殺さずうまく軟着陸するかというように、引き続き固執しておられたように見えるものですから、その辺で町が住民の方に立とうとしておられるときに、県庁の方は町とどういう関係をとっていたのかということについては、少し考える必要があるだろうというように思います。

あと2つ申し上げますけれども、1つは、平成13年2月10日ですが、これは出てきませんけれども、知事と町長が住民に直接対応します。このときに、私は行政学をやっておりますので、公選知事が住民に直接対応して、事実上つるし上げになる可能性があるというときには、当然、県庁の部内でそれなりの腹を決めるような意思決定が行われるだろうと思います。そのときに、どういう意思決定が行われたかということについては、残念ながら今の資料ではよく確認をできないわけですね。

そのときに、どういう判断をしたのかということについて、これはそんなに昔の話ではないものですから、それなりに資料は残していらっしゃるだろうと思います。そのヒアリングでもよいのですが、どこまで腹を決めて、どこまでやろうとしていたのかということは、多分、この段階で非常に厳しい処分をとっておれば、当時の財産処分の話であるとか、もうちょっと問題が軽かったかもしれない。それはもう少し聴いてみないとよくわかりませんが、その意味で、知事を住民の前に出そうという判断を事務局としてされたときの経緯ということも、一つの行政部内の判断として論点となり得るのでないかというように思います。

私自身、この第2期が長過ぎるなと思っているのは、平成13年9月から12月にかけての幾つかの行政処分が、必ずしも完全な形で履行されない。そのときに、県庁としてどういう態度をとるのか。その意味では、業者に対して完全に停止命令をするというように決めたあとの処分のスライドアップのペースが遅いのでないかと思っているものですから、むしろ平

成14年の8月以降、その意味では13年の年末までに腹を固めていながら、14年になってもずるずると、その履行をしてもらえないかという期待に基づいて動いておられるのではないかと思うものですから、この辺で業者の財務状況の把握であるとか、財産の保全であるとか、そういうものについて破産に持っていかれないために、皆さん、どうしようにお考えだったのかなというのも、最後の論点だと思います。

以上です。

どうも、ありがとうございました。

委員長

いろいろ個別的な足りないところについてもご指摘があったと思うわけですが、それぞれの論点について一応検証する作業があると思います。ただ、この論点というのは、言ってみれば時系列的に個別的な問題を扱っていますね。ですから、一つ一つの事実について、それが妥当だったかどうかとか、個々に違反しているかどうかということなので、時系列的という面は非常に多いと思うわけですが、しかし、そこが何かごっちゃになっている問題があるでしょう。

法律的な問題からいうと、法律に基づく行為なのか、法律に基づかない行為なのかとか、あるいは裁量のある行為なのか、裁量がない行為なのかとか、その分け方がいろいろと工夫の必要性があると思うわけです。

それと、この論点は、個別的な検証のほかに、総合的な検証というのがあるわけですね。つまり、住民の皆さんに対する対応というのを、例えば個別の事例についてどう対応したかというのはあるけれど、対応が10とか15とかあった場合に、その10とか15を全部ひっくめて県としての住民に対する対応というのがどうであったかというような、何かまとめみたいなことというか、時系列的にくると、個別の事件についてどう対応したか。それが妥当だったかどうかとか、違法ではなかったかどうかとか検証になるけど、それをもっと広く総合的な検証というものも必要ではないかという気はしますね。

ですから、個別的な検証では出てこないけれど、内部的に意思を形成する過程に問題がなかったかどうかとか、そういう意思形成過程における県の対応とか、そういうのが総合的な問題の検証になるのでないかと思いますが、その点はどうですか。それは、もともと考えているわけですが、ここには出ていないという話なのですか。

事務局

まず個別の検証ということをやっていたらうえて、そのあと、今、委員長がおっしゃいましたように、総合的な観点からの検証という部分も必要であると事務局としても認識しております。

ですから、例えば、最終処分場としての特性に関する認識とか、事業所に対する認識とか、指導監視権限の行使の妥当性とか、県の責務に対する、規範意識などの観点からも必要ではないかと思しますので、それにつきましてはどういうまとめ方をするか、その点については、当然またお諮りをさせていただくということにしたいと思います。

まずは、個別の検証ということから始めたいというように思っているわけでございます。そのまとめ方についても、もちろん委員さんの中でご意

	<p>見をいただきまして、まとめさせていただくということになるかと思えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>それで、この検証項目が非常に多いわけですけど、これを時系列的なまとめでよいのか、もう少し別のまとめ方があるのかとかいう気もします。つまり、住民の皆さんからの要望とか苦情に対する対応とか、あるいは法律に基づく、いわゆる行政命令のあり方とか、くくり方というのがいろいろあるような気もします。</p> <p>これは、時系列的にはわかりやすいけれども、いろいろなものが皆そこへ含まれてしまうわけですね。ですから、性質的に同じような行為をまとめて対応するのも必要かと思えます。</p> <p>宮本先生がほかで検証されたときにも、そういうまとめ方はされませんでしたか。</p>
<p>宮本委員</p>	<p>その意味ではそうですが、ただ、時系列的に一度まとめていただいた事務局の立場を弁護するならば、この次が職員ヒアリングに入るので、この部分はだれだったかという、そのポイントを認定していくプロセスが事実上あるわけで、その意味では、一回時系列的に整理をする必要がある。</p> <p>だから、検証というくくり方に基づいて、こっちの切り口、こっちの切り口という幾つかの裁量の部分であるとか、意思決定の部分であるとか、その事実確認をそれぞれの人に委員会として直接話を聴くという、だれに話を聴いたらよいのかということを一覧アップするプロセスとしては、こういうことがあって、それを受けて総合的なところというのを事務局と詰めていくのかなというように考えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>なるほどね。だから、現在はそういう論点の整理を時系列的にやって、そこには事実確認的なものもまだあるわけですね。報告書を書くときは、また事実の概要とか、事実の確認みたいなことは書きますよね。</p> <p>だけど、そのあと、論点について検証していくことになると思うわけですが、それをまだ十分に分化してないという段階ですから、また職員の皆さんからのヒアリングなんかも終わったあとで、どんなくりにするかというようなことを、一応は検討する必要性はあるということですよ。</p> <p>今はとりあえずこの時系列的なものを踏まえて、そこでどういうやりとりがあったか対応があったか。それをとにかく確認するという作業に徹しましょうというようなことで、これがあるのだというように理解したらよいかと、そういうことですね。</p>
<p>事務局 委員長</p>	<p>そういうことでお願いしたいと思えます。</p> <p>大体こまめに拾っていただいているので論点が非常に数が増えて、幾つぐらいでしょうか。まあ、よろしいかと思うわけですが、特に抜け落ちているとか、先ほど宮本先生が2つ、3つご指摘がありましたけれど、一応これでやっていくということではよろしいですか。</p> <p>そうすると、これまで住民の皆さんからいただいた意見をとりまとめる格好でこの論点が整理されていると思うわけですが、これについて、一応の県の対応というのは先ほど説明いただいたとおりですね。</p> <p>だけど、これをさらにもう少し詳しく、実際にタッチした人に聴いて、</p>

3 閉会

各委員
委員長

この事実というのが実際にそのとおりであるのか、あるいは少し住民の皆さんが誇張して言っていたところがないのか。あるいは、先ほど出てきた県の対応というのは、実際の担当者に言わせたら、ちょっと間違っていると、そんなことではなかったという話になるのか。そういうところはもう少し我々としては確認しないといけないわけですね。

それを次回に一応やるということなのですが、そういうところでよろしいですか。

はい。

それでは、県の対応についての論点ということは、そういうようにご理解いただいて、次回のことについてとりまとめるということで、よろしいですか。時間もそれなりに過ぎましたからね。

それでは、以上でもって本日の次第の(1)、(2)、(3)ということで、そこまでは終えたということにさせていただいて、これからは次回のヒアリング予定についてということにさせていただきます。

それで、最初に決定しましたように、ヒアリングに関わる内容については、個人情報が出てくるということで、その議論をするときには非公開にするということが妥当だというように取り決めましたので、恐縮ですが、以後の会合については非公開でやらせていただきたいと思いますので、きょうは傍聴の皆さんや記者の皆さんもおられるかもしれませんが、一応ご退席いただくということをお願いしたいと思います。

〔 (4)「次回ヒアリングの予定について」は、非公開 〕

委員長

ほかに、特にないようですので、これをもちまして本日の第5回委員会を終了させていただきます。この後は事務局から連絡事項がありますので、よろしくをお願いします。

事務局

次回は、ヒアリングということで、また別途ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。それと、次々回の日程を調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどのヒアリングで聴くこととか、その辺のことにつきましては、少し早めに検討していきたいと、また先生方にご照会させていただきますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

きょうは長時間にわたりまして、どうも、ありがとうございました。

以 上